

答申第 39 号
令和7年5月21日

所沢市教育委員会 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会
会長 徳永眞澄

答申書

令和6年10月7日付けで貴委員会から諮問を受けた、「所沢市ホームページで公開されている令和5年9月から令和6年1月までの教育委員会交際費が適切に決裁されているかを確認できる資料、具体的には、支出負担行為と支出命令を確認できる資料を指し、主に所沢市予算事務規則第19条の支出負担行為に必要な書類」の公文書（以下「本件公開請求対象文書」という。）について行われた公開請求に対してなされた公文書非公開決定（以下「本件公文書非公開決定」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次の通り答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年7月31日付け所教教総第76号により、所沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件公文書非公開決定は、妥当であり、本審査請求を棄却する。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年7月16日、所沢市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、本件公開請求対象文書に係る公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和6年7月31日、所沢市予算事務規則第19条第2項別表第2に定められた支出負担行為何書に添付する文書として指定されている「資金前渡内訳書」については、実施機関では作成しておらず、存在しないため、文書不存在として、本件公文書非公開決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年8月28日、本件公文書非公開決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「本件公文書非公開決定を取り消し、再確認の上、公文書公開決定通知書、公文書非公開決定通知書のいずれかを発行すること。文書不存在を理由に公文書非公開決定通知書を発行するのであれば、法令上理にかなない、かつ、請求者が理解できるような理由付記をするように」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

交際費に伴う資金前渡を行う際には、所沢市予算事務規則第19条などから、資金前渡内訳書は必須のはずであり、また、地方自治法第232条の4第2項によれば、資金前渡内訳書がないにもかかわらず、支出されることはなかったはずである。したがって、仮に、文書不存在として非公開とするのであれば、理由付記が必要である。

第4 実施機関の説明の要旨

条例第13条第1項は、理由の付記について、「公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されうるものでなくてはならない。」と規定している。本件公文書非公開決定の処分の理由について、「実施機関では作成しておらず、存在しないため。」と明記しているから、同項の要請を満たしている。

第5 審査会の判断の要旨

1 本件争点について

本件の争点は、本件公文書非公開決定の処分の理由が妥当であったか否かである。

2 本件公文書非公開決定の処分の理由の妥当性について

条例第13条第1項において、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開しないとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならないとされている。また、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されうるものでなくてはならないとされている。

3 交際費に伴う資金前渡を行う際には、所沢市予算事務規則第19条などから、資金前渡内訳書が必要であり、資金前渡内訳書に基づき、支出されるべきものと思料されるが、資金前渡内訳書は作成されなかった。しかし、条例第13条第1項は、その文書を公開しない理由を付記すれば足り、その公文書が作成されなかった理由までも付記することを求めている。

4 したがって、実施機関では作成されておらず、存在しないという理由で公開しなかった本件公文書非公開決定は、公文書が公開されない理由として条例第13条第1項の要件を満たしていると考えられることから妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、前記のとおり判断する。

以上